

高血圧、高脂血症、糖尿病で通院中の患者さまへ

* 診療報酬改定に伴う特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についてのお知らせ

いつも当クリニックをご利用いただき誠にありがとうございます。年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は 2024 年 6 月 1 日に施行される診療報酬改定に際し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』の対象疾患を見直すこととしました。このことにより「高血圧、高脂血症、糖尿病」のいずれかで通院中の患者さまにおかれましては 2024 年 6 月 1 日から新たに『生活習慣病管理料』を算定させていただくこととなります。対象の疾患で通院中の患者さま夫々に応じた療養計画を策定することで、より専門的かつ総合的な治療管理を実施させていただきます。ご受診の際には目標設定、血圧・体重・食事や運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した『療養計画書』をお渡しいたしますが、この『療養計画書』の初回作成時および内容変更時には患者さまのご署名が必要となりますので、ご協力いただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

☆患者さまの自己負担額に大きな変更はございません

対象の患者さまへは 2024 年 6 月 1 日以降『療養計画書』へのご署名についてご案内いたしますのでご理解・ご協力のほどお願いいたします。

のうがわ内科・血液内科クリニック